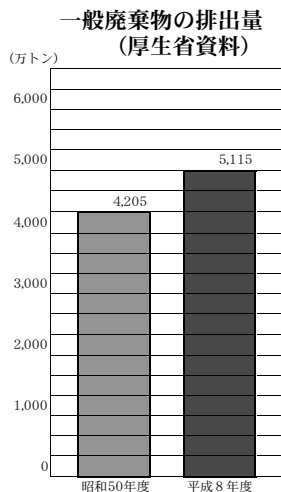
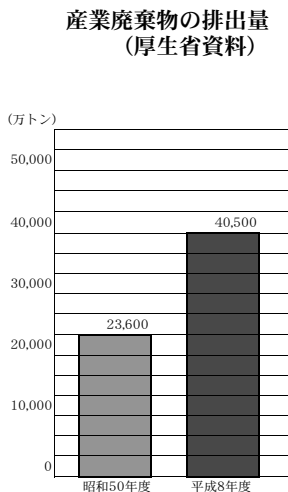


シリーズごみ

第2回

私たちは日々の生活を送るうえで、いろいろなごみを排出しています。次の表を見てください。厚生省（現在の厚生労働省）のデータによると、一般廃棄物の排出量は昭和50年度と比較して平成8年度は20%以上、産業廃棄物は実に70%以上も増加しています。

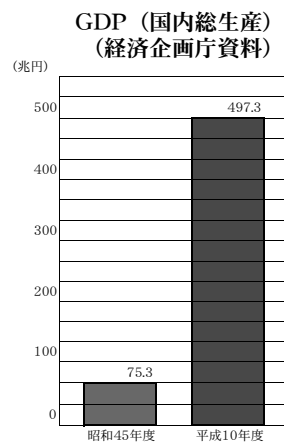
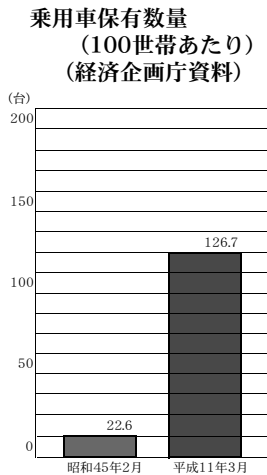
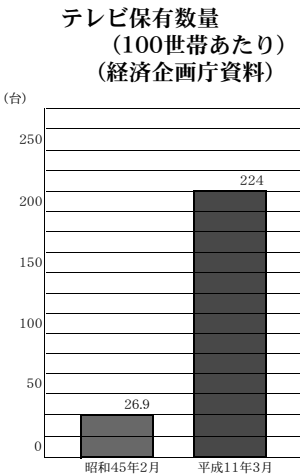


20世紀から21世紀までを通じて、私たちは豊かな生活を送ってきました。それを支えたのは、大量生産・大量消費・大量廃棄のシステムでした。約30年の間にGDPは660%、乗用車の保有は560%、テレビの保有は830%に増加しています。

その結果、21世紀となってから1年間に家庭から出されたごみは、南部町において毎年3千トンを超え、平成16年度においては3千293トンとなり、南部町民1人・1日あたり740グラムを超える計算になります。これは10年前の数値である395グラムの約1.9倍となり、数年後には10年前の2倍を超えるのではないかと危惧しています。このような大量のごみを処理するため、多くの時間とお金をかける必要があります。

また、ごみ処理に伴い発生するダイオキシン等の有害なもの対策や不法投棄の問題などの課題が生じています。このような課題を解決していくために、ごみの排出を抑え、その上で再生利用（リサ

イクル）を推進していく循環型社会へと移行していくことが必要となってきました。



循環型社会を目指して

今早急に行わなければならないのは、生活様式や経済活動を見直し、資源の消費が抑制され、環境への負荷が軽減される社会を追求することです。今すぐ始めましょう。

① なによりも「ごみを出さない」

② 出たごみは「できるだけ資源として使う」

③ どうしても使えないごみは「きちんと処分する」

1 番目は発生抑制です。使えるものを捨てていませんか？ものを大切に長く使うことが大切です。

2 番目は再使用です。使い終わったものでも繰り返し使用しましょう。

3 番目はリサイクルです。再使用できないものでも資源として使しましょう。

4 番目は適正処分です。処分するのはどうしても使用できないものだけです。そのときは、きちんとした処分をしましょう。

現在国では3Rの国際的な推進に向けて努力しています。3R: Reduce (ごみを減らすリデュース), Reuse (繰り返し使うリユース), Recycle (ごみになったら資源として再利用するリサイクル) です。天然資源の

消費を抑制し、環境への負荷を低減した循環型社会を各国が連携して進めていくことが人類共通の課題となつていきます。人類全体が質の高い生活を享受できる世界を実現するために、3Rを通じて持続可能な生産・消費パターンを確立することが求められています。

日本には古来から「もったいない」という言葉があります。これは、平成16年のノーベル平和賞を受賞されたケニアのマータイ環境副大臣が世界中に広げられるべく努力されている言葉です。これは「ものの値打ちがいかにされず、無駄になるのが惜しい。」ということを意味しており、私たち日本人が古来から受け継いできた心が表されています。日本人はこのような「簡素で繊細な美、物量より優雅な趣」を尊ぶ生活を重んじてきました。

環境保護と経済発展の調和を図ることに、この美しい地球を子ども達に受け継いでいきたいものです。

子ども達もごみ問題について学習しています。6月28日には西伯小学校の4年生が総合的な学習の時間の一学期のテーマのひとつとして「ゴミをへらそう大作戦！」のテーマで南部町役場町民生活課に学習に来ました。

「どうしてごみがでるのか」、「どうしたらごみが減らせるのか」などの質問をしたり、10月1日から軟質プラスチックの分別を試行することなどを聞き、ごみ問題を身近なものとして熱心に勉強しました。



質問をする 安達忍さん、前田佳奈子さん、桑名維吹さん、枝野航太さん

リサイクルに関する法律

リサイクルに関する法律は、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法などがあります。

容器包装リサイクル法は、家庭ごみに占める割合が容積比で60%に達する容器包装廃棄物を対象

に、資源として有効利用を進め、廃棄物の減量を目的として制定された法律です。消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という役割分担のもとでリサイクルを推進しようとするものです。

家電リサイクル法は、従前埋め立てていた廃棄家電製品に、アルミ、鉄などの有用な資源が多く含まれること、また、廃棄物最終処分場の余裕がひっ迫してきていることなどから制定された法律です。

エアコン・テレビ（ブラウン管式のみ）・洗濯機・冷蔵庫の家電四品目については、小売業者による引取り及び製造業者等によるリサイクルが義務付けられています。

小売業者に引き取ってもらうことが原則ですが、エアコン・テレビ・洗濯機については、通信販売で購入したり、引き取ってもらえない小売店がない場合はリサイクルプラザで処理ができます。この場合は、役場でリサイクル券を購入し、集落の指定の日に、指定の場所に出してください。テレビについては、現在ブラウン管式のみのものがリサイクル券の対象になります。液晶方式、プラズマ方式などのものについては、不燃ごみ・不燃粗大ごみとして出してください。

い。リサイクル券の金額は、エアコンが3,675円、テレビが2,835円、洗濯機が2,520円です。冷蔵庫についてはフロア回収のため、リサイクルプラザで処理できなくなりました。小売店で処理をお願いできない場合は指定場所に持ち込むことができます。松下・東芝・ビクターなどは三光（085276-9210）に、シャープ・三洋・日立・富士通・三菱・NECなどは日の丸西濃運輸米子支店（0859-39-3939）までお問い合わせください。

食品リサイクル法は、食品の売れ残りや食べ残しにより発生した食品廃棄物を飼料・肥料などに再利用するために制定された法律です。

自動車リサイクル法は、いままで埋立処分していたシュレッダーダスト（車を破砕したときに出るくずでプラスチックやガラスが主成分）・エアバッグ類のリサイクル、フロンガスの処理のために制定された法律です。リサイクル料金については、メーカー・車種・エアバッグ等の装備によって異なります。一般の車両ですと、7千円から1万8千円程度になります。個々の料金については自動車会社などにお問い合わせください。